

応急手当の学習に関する大学の教員養成カリキュラムの現状

榎本朔美¹⁾・野村 純²⁾*

¹⁾ニューデリー日本人学校

²⁾千葉大学教育学部

A Survey of the Current State of University Teacher Training Curricula on First Aid Learning.

ENOMOTO Sakumi¹⁾ and NOMURA Jun²⁾*

¹⁾Japanese School NEW DELHI

²⁾Faculty of Education, Chiba University, Japan

日々大小さまざまなけがが発生する教育現場において、初期対応に求められる応急手当は教員全員が実施できるべきだが、実情は子どもの救急に備えられていない。この原因として、教員養成課程において十分に学校における安全教育がおこなわれていないことが挙げられる。教員志望の学生が応急手当の能力を身に付けられる授業開発を目的として、シラバス検索を中心に、2023年度に教員養成大学で開講する応急手当を扱う講座の実態調査を行った。調査の結果、調査対象43大学の内6大学では応急手当に関する講座の開講がないことが判明した。さらに、保健体育科学生を対象とした講座と比較して、保健体育科ではない学生を対象とした講座の総数、必修講座の数は少なく、在学中に応急手当を学ぶことなく卒業する学生が存在することが明らかとなった。全教員に求められる安全管理能力を育み、組織として学校安全を推進するには、専門性に依らず学生全員が学習できる講座の開講が必要である。

キーワード：学校安全 (school safety), 応急手当 (first-aid), 教員養成 (teacher training course)

I. はじめに

日々大小さまざまなけがが発生する教育現場において、初期対応に求められる応急手当は教員全員が実施できるべきである¹⁾。しかし、実情は子どもの救急に備えられておらず、学校で発生する日常的な怪我に対する教員の対応は十分ではないことが指摘されている²⁾。また、一般教員は応急手当を行うことに不安を感じている³⁾ことが分かっており、救急の判断と対応を養護教諭に任せようとしていることが報告されている⁴⁾。さらに、86.6%の養護教諭が、一般教諭による応急手当に課題を感じた経験を持ち⁵⁾、9割近い養護教諭が、一般教諭に対して応急手当の知識や技術の指導が「必要と思う」と回答している⁶⁾。

また、高校卒業時までに応急手当を学習する機会は家庭や学校における経験が中心となっているが、その知識は根拠不十分な民間療法であり、適切なものではないことが明らかとなっている⁷⁾。さらに、教員養成課程では学校における安全教育が十分におこなわれていないことが指摘されている⁸⁾ことから、教育現場で教員が子どもに行っている手当は、教員自身が学校や家庭で学習した民間療法であることが推察される。

このため、教育現場で適切な応急手当を実施できる教員を増やすためには、教員養成大学在学中の学生が、最新の医療情報に基づいた応急手当の方法を体系的に学習することが必要であり、現場の管理職も教員養成段階で

の学習を望んでいる⁹⁾。

一方、事前に実施した現職の教員への調査では、ほとんどの教員が大学で学校安全の基盤である応急手当などについての授業を受講しなかったと回答しており、学生の学習環境が整備されていない可能性が考えられている。

II. 研究の目的

上記より教員養成大学の学習現状と、学校現場が教員養成大学に期待する内容には大きな差があると考えられた。このため学校現場の要望に応えた教員を養成できる授業開発を目指して、教員養成段階での応急手当の学習実態を調査した。なお本研究では、救急搬送が求められるような応急手当に限らず、教室内で日常に起こるけがへの対応法に関する学習機会について調査した。

III. 調査対象と方法

(1) 調査対象大学

全国の国立教員養成大学43大学を調査対象とした。なお、群馬大学・宇都宮大学は2020年度から共同教育学部を設置、富山大学・金沢大学は2022年度から共同教員養成課程を設置し、合同の講座を開講するため、それぞれを1大学として扱った。

(2) 調査方法

各調査対象大学のホームページ上に公開されているシラバス検索を利用した調査を行った。キーワード検索が

*連絡先著者：野村 純 jun@faculty.chiba-u.jp

できる場合、「応急手当、救急蘇生、救命手当、学校安全、安全教育、安全管理、学校保健、傷の手当、擦り傷、冷却」以上10個の応急手当に関する用語を基に検索した。

また、シラバス検索では調査内容について情報を得られなかった場合、各調査対象大学のホームページ等に公開されている学生便覧・履修規程・カリキュラムマップ、研究者検索ができるサイトおよびresearchmapから情報を集めた。さらに、インターネット上の調査で十分な情報を得られなかったものに関しては電話・電子メールを用いて各調査対象大学の教務や、講座担当の教員に聞き取り調査を行った。

(3) 調査対象の講座

一般教員による軽微な怪我への応急手当に着目して調査を行う目的から、調査対象とする講座を制限した。

医療系知識の習得が必須である養護教諭を対象とした講座は調査対象外とし、さらに軽微な怪我への応急手当に着目するため、心肺蘇生法のみ扱う講座は対象外とした。

また、毎年開講し、今後の開講も見込める講座を調査対象とするため、2023年度に開講しており、新カリキュラムに対応する講座を調査対象とした。偶数年開講の講座や旧カリキュラムに対応する講座も一部存在したが、受講に制限が生じるとして、対象外とした。

学校に勤務する教員の学習機会を明らかにするため、教員養成を目的とした教育学部開講講座に限定した。さらに幼稚園教諭対象の講座等は対象外として、義務教育免許取得が目的の講座を調査対象とした。

教員免許取得希望学生を対象とするため、学部学生を対象とする講座に限定した。

(4) 調査内容

「1大学当たりの応急手当に関する講座開講数」「受講対象学生の専門性」「単位区分（受講しないと卒業ができない必修講座か、学生の意志で受講の有無を決定できる選択講座か）」「応急手当に関する講義時数」「講座で扱う

内容」「教員の専門性」以上6点に絞って調査を行った。

IV. 結果と考察

(1) 応急手当に関する講座を開講する大学数

調査対象43大学の内、2023年度に応急手当に関する講座を開講している大学は37大学（86.0%）、開講していない大学は6大学（14.0%）であった（図1）。応急手当に関する講座を開講しない大学が存在することが判明した。

(2) 大学で開講する応急手当を扱う講座数

37大学で59講座を開講しており、複数の講座で応急手当を扱う大学は16大学あった。一方、21大学では1講座のみ応急手当を扱っていた（図2）。知識の習得には反復学習が重要であること¹⁰から、複数回の学習を担保できない現状では、応急手当に関する知識・技術の定着を図ることは難しいといえる。

(3) 全学生が応急手当を扱う講座の受講対象である大学数

全43大学のうち、全学生の受講を必須としている大学は2大学であった（図3）。なお、この2大学は大阪教育大学と宮城教育大学であり、それぞれ事件、災害の教訓から学校安全教育¹¹と防災教育¹²に注力している大学である。

応急手当を扱う講座の開講はあるが、必修ではない大学は5大学だった。また、学生の専門性によって受講を制限している、もしくは応急手当を扱う講座の開講がない大学は36大学あった。このことから、41大学では、応急手当に関して学習しなかった学生にも教員免許を付与することが明らかとなった。

(4) 応急手当に関する講座の受講対象学生の専門性

全59講座の受講対象学生を調査したところ、83.1%にあたる49講座は保健体育科学生を対象とした講座だった

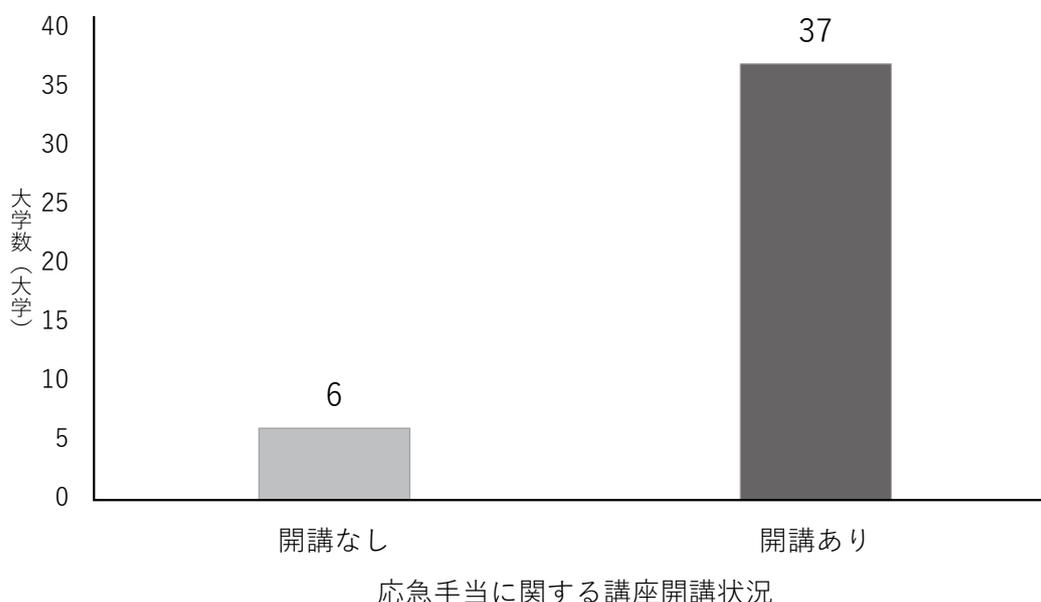


図1 応急手当を扱う講義を開講する大学数 (n=43)

応急手当の学習に関する大学の教員養成カリキュラムの現状

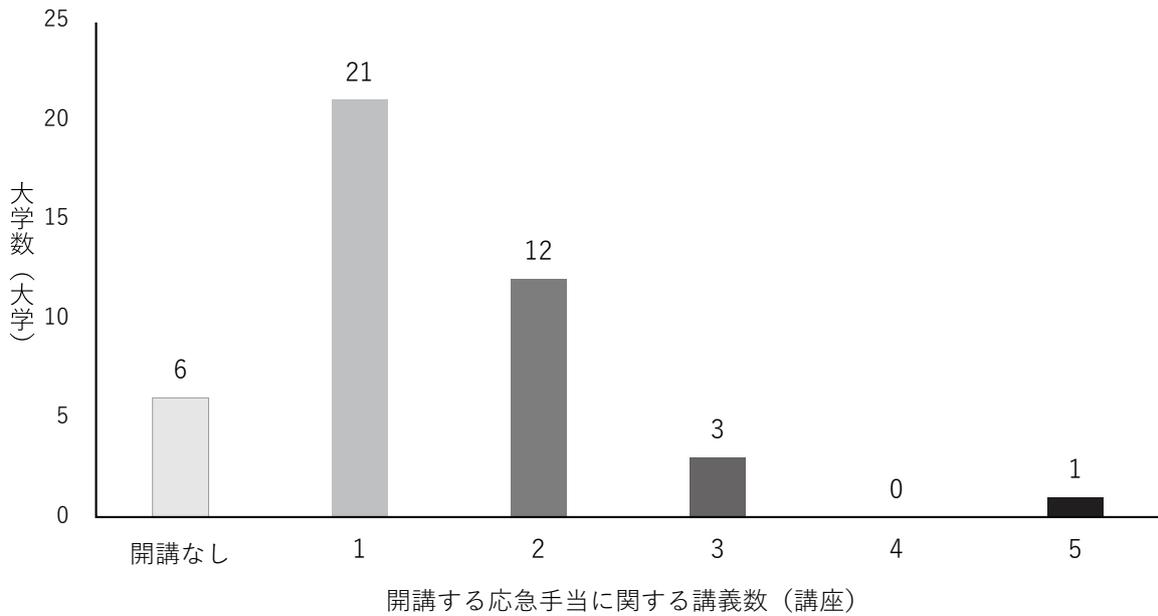


図2 応急手当を扱う講義の数と大学数 (n=43)

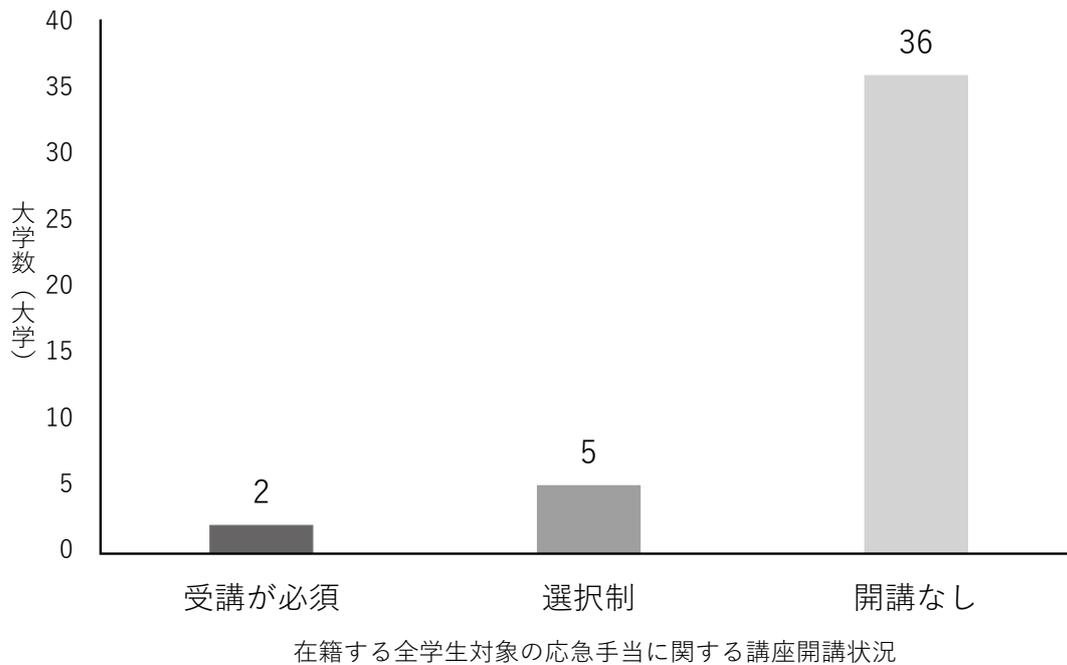


図3 全学生対象の応急手当に関する講座を開講する大学数 (n=43)

(図4)。全学生を対象とした講座は8講座あり、家庭科学生、特別支援教育学生を対象とした講座は1講座ずつ開講していた。保健体育科を対象とした講座数と全学生を対象とした講座数には差があり、保健体育科以外の学生は応急手当の学習に関して重要視していない可能性がある。

教育現場での怪我の発生状況に目を向けると、理科の実験授業では小さなやけどや切り傷に始まり¹³⁾、救急搬送を伴う程の大きな事故が発生している現状がある¹⁴⁾。また、家庭科、技術科、美術科、図工でも軽度な受傷や医療受診が必要な受傷は数多く発生している¹⁵⁾。さらに、小学校で体育の授業を担当する教員は保健体育科出身教諭とは限らず、保健体育科以外の教員も応急手当が必要

な状況で初動が取れる能力は必要だ。しかし、保健体育科に所属しない学生は怪我の対応を大学で学習しない現状が浮き彫りとなった。学校現場で全教職員が適切な応急手当を実施できるためには、保健体育科以外を専攻する学生も応急手当に関して学習できる環境の整備が必要である。

(5) 応急手当を扱う講座の単位区分

保健体育科対象の講座と保健体育科以外を対象とした講座のそれぞれを、単位区分別に分類した。保健体育対象である49講座の内、35講座は必修講座であり、14講座は選択講座だった(図5)。保健体育以外を対象とした講座10講座の内、2講座は必修講座であり、8講座は選

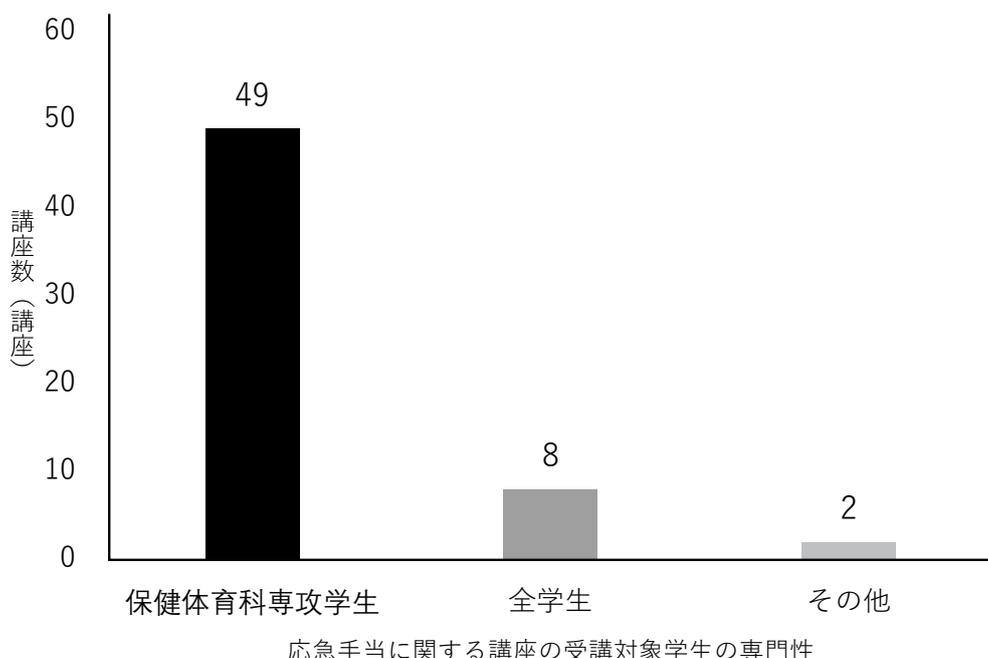


図4 受講対象別応急手当に関する講座数 (n=59)

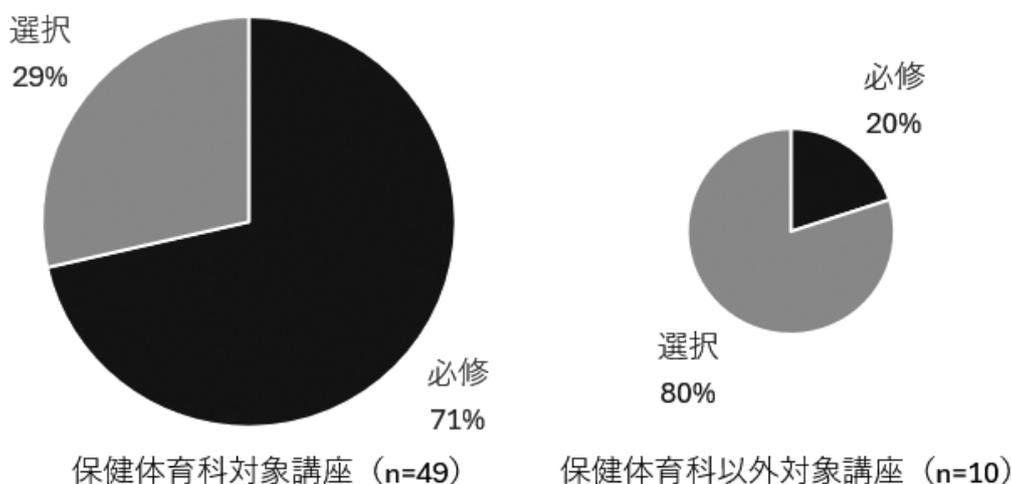


図5 受講対象別応急手当に関する講座の単位区分 (n=59)

択講座だった。

(6) 保健体育科学生を対象とした応急手当に関する講座の開講状況

教員養成全43大学の内、保健体育科学生が必ず1度は応急手当を学習して卒業する大学は34大学であり、応急手当を扱う講座が準備されていない大学は6大学あった(図6)。他の3大学は、応急手当に関する講座を開講しているものの、学生にとって受講が義務ではなく、学生の意志で受講できる。以上のことから、保健体育科の学生でも一部の学生は応急手当を学習していない可能性がある。

教育職員免許法施行規則に、保健体育科教員免許状の取得のために教科に関する専門的事項として「学校保健(小児保健, 精神保健, 学校安全及び救急処置を含む)」の単位習得が必要だと記載されている¹⁵⁾。調査対象の2023年度には開講せず、隔年で講座を開講し、保健体育

科の学生は必ず応急手当を学習して卒業をしている可能性が高い。しかし、学校管理下のけがの発生は体育の授業中が最も多く¹⁵⁾、そして授業内で応急手当の指導が求められる¹⁶⁾ことから、保健体育科の教員が応急手当に関わる機会は数多い。このため、保健体育科に所属する学生を対象とする学習機会のより一層の充実が必要である。

(7) 各講座の中で応急手当を扱う授業数

応急手当を扱う講座内で、どの程度回数応急手当に関する授業を実施するのか調べるため、総授業時数と応急手当に関する授業数をそれぞれ集計し、散布図にまとめた(図7)。上に行くほど1講座内で開講する授業実施回が多いことを示しており、右に行くほど応急手当に関する授業数が多いことを示している。授業1回の中で応急手当とは別の内容を併合して扱っている場合、授業1回分の扱いはないとして、0.5回と計上した。心肺蘇生法は計上しなかった。

応急手当の学習に関する大学の教員養成カリキュラムの現状

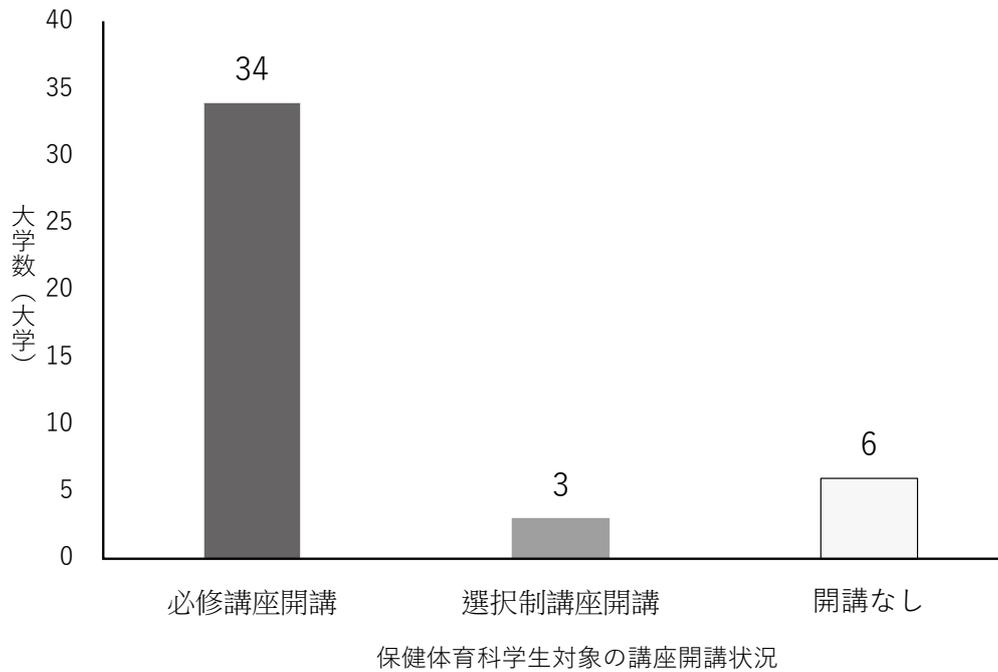


図6 保健体育科学生対象の応急手当を扱う講座の単位区分別大学数 (n=43)

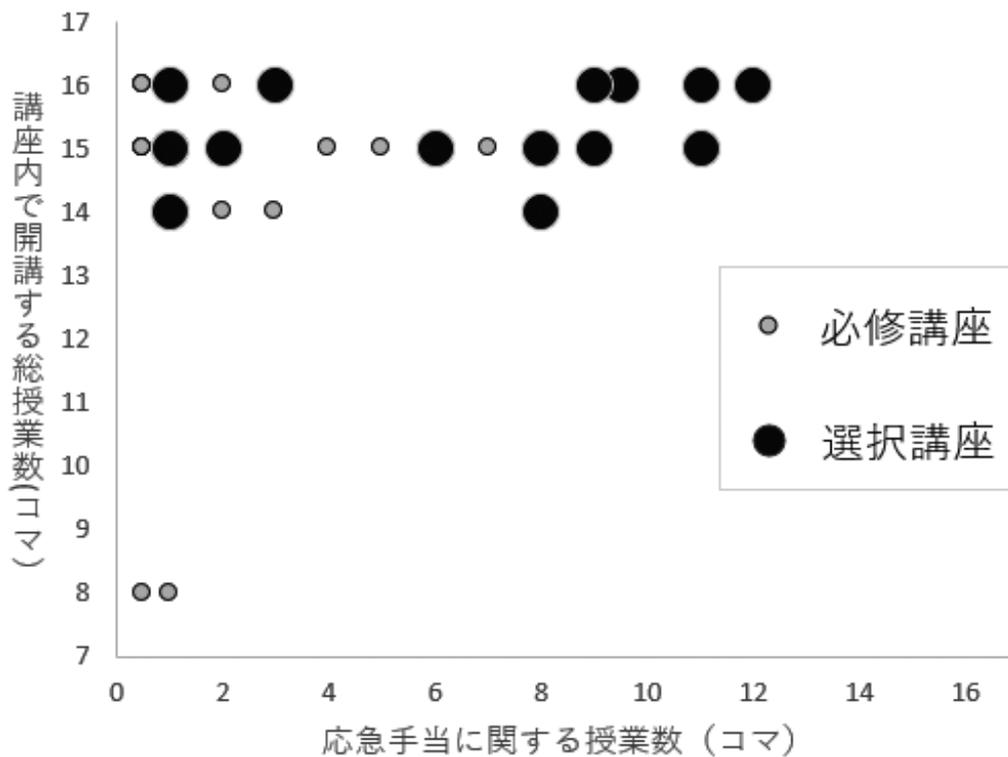


図7 単位区分別応急手当に関する授業回数 n=59

講座の単位区別に比較をしたところ、選択講座の方が開講する授業内で応急手当を扱う割合が高い傾向があった。必修の37講座の内、複数回にわたって応急手当を扱う講座は27.0%であり、必修ではない22講座の内、複数回にわたって応急手当を扱う講座は63.6%だった。選択講座の方が必修講座よりも複数授業回にわたって応急手当を扱う講座が多いことが分かった。

(8) 応急手当を指導する講師の専門性

調査対象の全59講座を担当する講師の専門性を調査した。オムニバス形式の講座の場合、特に応急手当を扱う授業回の担当講師の専門性を抽出した。7講座は医療系専門職が担当し、52講座は教育系専門職が担当していた(図8)。

医療系専門職が担当する7講座の内、医師が6講座を担当し、理学療法士が1講座を担当しており、医師の内2人は大学内の保健管理センターに勤務していた。

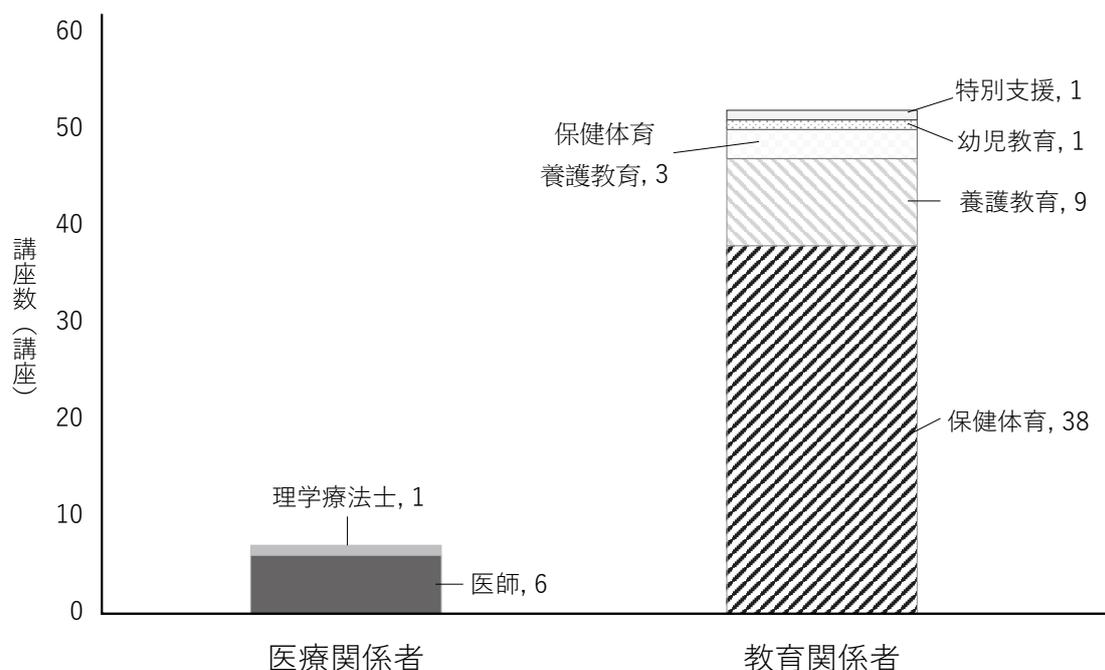


図8 応急手当を扱う講座の指導教員の専門 (n=59)

教育系専門職が講師を務める52講座の内、39講座は保健体育科教員が単独、9講座は養護教育教員単独、2講座は保健体育科教員と養護教育教員の共同、また特別支援科教員、家庭科教員が1講座ずつ担当していた。教育系専門職の中には、医師・看護師といった医療系専門職を背景に持つ教員も複数いたが、現在も医療現場で勤務している講師より、医療情報の更新頻度は低いと考え、教育系専門職に分類した。

財団法人救急振興財団調査研究の報告書には消防機関や日本赤十字社による講義の重要性が示されている。最新の医療情報は日々更新されることから、専門家の指導による最新の応急手当に関する学習が重要だと考えられる¹⁷⁾。

V. まとめ

本研究では、シラバス検索、電話・メールを用いた聞き取り調査を通して教員養成大学の応急手当に関する講義の開講状況の集計をした。

応急手当を扱う講座の開講がない大学、繰り返し学習できる環境が整備されていない大学が存在することが明らかとなった。教員養成大学で開講する講座履修だけでは、現場が求める日常的に発生する軽微なけがに対する応急手当の知識を身に着けることは難しいといえる。

また、学生の専門性によって応急手当を学習できる機会は異なっており、全ての教員志望学生が学習できる環境が現在の教員養成大学には整備されていないことが分かった。

学校管理下でのけがは様々な教科時間中に発生しており、適切かつ迅速な初動対応のために全教員が基本的な手当に関する知識・技術を持つことが重要である。全教員に求められる安全管理能力を育み、組織として学校安全を推進するためには、専門性に依らず、学生全員が応

急手当に関して学習できる講座の開講が必要である。

VI. 謝辞

この研究は科学研究費補助金挑戦的研究(萌芽)20K20812および科学研究費補助金基盤研究(B)23H00997, 23K25694の成果に基づくものである。またこの研究の実施に当たって調査に協力いただいた諸大学の先生方、事務の方々に深く感謝いたします。

引用文献

- 1) 戸部秀之, 教員養成学部学生が学ぶべき学校の組織的救急対応に関する内容, 埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター紀要, 14, 57-63, 2015.
- 2) 金田(松永)恵, 河田史宝, 養護教諭不在時救急処置の改善のために必要な研修の方向性について—骨折を疑う場面での一般教員の困惑を左右する要因に焦点をあてて—, 茨城大学教育実践研究28, 79-87, 2009.
- 3) 新谷敦子, 廣原紀恵, 学校管理下における教職員の救急処置に関する研究—養護教諭不在時の学校救急体制と教職員の救急処置の知識に焦点をあてて—, 茨城大学教育学部紀要(教育科学)64号, 205-220, 2015.
- 4) 久保昌子, 養護教諭の職務への期待に関する調査研究—養護教諭の役割意識と教職員の役割期待との比較—, 学校保健研究, 58, 361-372, 2017.
- 5) 杉崎弘周, 物部博文, 上地勝, 藤原昌太, 山田浩平, 沢田真喜子, 森良一, 横嶋剛, 植田誠治, 学校における保健・安全に関する対応場面での課題と教員養成段階での教育の必要性: 養護教諭への全国調査の結果から, 体育学研究 66, 623-630, 2021.
- 6) 堂腰律子, 安部奈生, 茂木美沙子, 養護教諭不在時の応急処置活動について, 学校保健研究 41, 127-

- 137, 1999.
- 7) 関由起子, 滝田さやか, 家庭と学校における応急処置経験がもたらす教育的効果について: 大学生への調査結果から, 日本公衆衛生雑誌, 66, 3-14, 2019.
- 8) 文部科学省, 第3次学校安全の推進に関する計画, (令和4年3月25日閣議決定), https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1419593_00001.htm (2024年10月22日閲覧).
- 9) 物部博文, 杉崎弘周, 上地勝, 藤原昌大, 山田浩平, 沢田真喜子, 森良一, 横嶋剛, 植田誠治, 校長から見た児童生徒の保健・安全への教員の対応場面での課題と教員養成段階における学習の必要性—小学校・中学校・高等学校長を対象とした全国調査—, 学校保健研究, 62, 398, 410, 2021.
- 10) 多根井重晴, 豊田弘司, 大学の専門的知識における反復学習の効果, 日本教育心理学会総会発表論文集, 60, 2018.
- 11) 白石龍生, 学校安全教育の実践と評価に関する研究, 大阪教育大学紀要 65 2, 137-144, 2017.
- 12) 今野孝一, 教員養成における東日本大震災の教訓を基にした防災教育カリキュラム, 宮城学院女子大学発達科学研究, 24, 31-42, 2024.
- 13) 春日光, 森本弘一, 過去30年間の小学校理科実験事故の傾向に関する研究, 理科教育学研究 57, 11-18, 2016.
- 14) 佐合智弘, 本山敬祐, 中学校理科において硫化水素による事故を防ぐために一事故報告書から見えてくるもの—, 岩手大学教育学部附属教育実践・学校安全学研究開発センター研究紀要, 4, 101-105, 2024.
- 15) 日本スポーツ振興センター, 学校等の管理下の災害【令和5年度版】, <https://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/kanrika/kankobutuichiran/tabid/3037/Default.aspx> (2024年10月22日閲覧).
- 16) 文部科学省, 中学校学習指導要領 (平成29年告示), 解説, 保健体育編, 2017.
- 17) 飯塚行則, 出川徹, 新田幸一, 学校教育における応急手当普及啓発の「教育プログラム」及び「視聴覚教材」の開発 (報告書), 財団法人救急振興財団調査研究, 2007.